

平成26年(モ)第27号 裁判官に対する忌避の申立事件

(基本事件 宮崎地方裁判所延岡支部平成25年(ワ)第130号 表現の自由侵害事件)

決 定

宮崎県延岡市北川町長井4940

申 立 人 岩 崎 信

上記申立人から宮崎地方裁判所延岡支部平成25年(ワ)第130号表現の自由侵害事件(以下「基本事件」という。)について、裁判長裁判官太田敬司、裁判官百瀬梓及び裁判官川瀬孝史(以下「太田裁判官ら」という。)に対する忌避の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨及び理由は、別紙1(忌避申立書の写し)及び別紙2(忌避理由補充書の写し)記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

- 1 申立人は、平成26年2月19日に開かれた基本事件の第3回口頭弁論において、証人尋問及び原告本人尋問の実施後直ちに口頭弁論を終結され、その後の同年3月23日付け書面により申し出た弁論再開も容れられなかったところ、太田裁判官らがこのように原告である申立人に必要な最終弁論等の十分な主張立証を尽くす機会を与えなかったことは、申立人の権利を侵害するものであり、憲法32条、31条、76条3項、21条、市民的及び政治的権利に関する国際規約14条等に違反するなどとして、太田裁判官らに「裁判の公正を妨げるべき事情」(民訴法24条1項)がある旨主張する。

2 しかしながら、申立人の主張は、結局のところ、太田裁判官らによる訴訟指揮や訴訟進行等に対する主観的な不満を述べるものにすぎず、いずれも裁判の公正を妨げるべき客観的な事情を指摘するものとはいえない。念のため、基本事件の記録を精査しても、太田裁判官らが証人尋問等の終了後直ちに口頭弁論を終結し、その後原告の申出にもかかわらずその再開をしなかったことは、申立人主張のとおりであるが、これらはいくまで、それまでの基本事件の審理経過や証拠関係等に照らして、既に訴訟が裁判をするのに熟しており、更なる主張立証は必要ないと判断した結果であるといえ、これらの事実をもって、太田裁判官らに裁判の公正を妨げるべき事情があるとは認められない。なお、申立人は、同年1月8日の第2回口頭弁論後、行政府である被告から同年2月13日付け準備書面が提出されたのに、その反論としてわずか5日間で同月18日付け書面を準備せざるを得なかったのであって不公平である旨主張するが、その経過等を踏まえて検討しても、太田裁判官らが殊更に不公平な取扱いをし、その準備の時間に差を設けたわけでないことは明らかであり、採用できない。

以上の次第であり、本件申立てにおいて申立人が主張する諸点は、いずれも忌避の原因にならず、その他関係記録によるも、太田裁判官らに裁判の公正を妨げるべき事情は認められない。

3 よって、本件申立てをいずれも却下することとし、申立費用の負担につき民法61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成26年4月16日

宮崎地方裁判所

裁判長裁判官 瀧 岡 俊 文

裁判官 島 田 尚 人

裁判官 伊 藤 達 也